

制定 平成17年10月19日

改正 平成19年10月16日

河内長野市小規模修繕工事契約希望者登録要領

第1．目的

この要領は、河内長野市が発注する内容が軽易かつ履行の確保が容易な修繕において、契約を希望する事業者を登録し、市内小規模事業者の受注機会を拡大することにより、市内経済の活性化に資することを目的とする。

第2．対象となる契約

この登録に際し、法令の定めにより登録、免許又は許可（以下「許可等」という。）を要するものを除き、許可等の有無、技術者資格、経営規模等の項目について無審査とするため、選定の対象となる修繕に係る契約は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 内容が軽易で、かつ、履行の確保が容易であるもの
- (2) 契約予定金額が50万円以下の小規模なもの

第3．登録できる者

この要領の規定により登録することができる事業者は、市内に主たる事業所を有する個人事業者又は法人（以下「事業者」という。）とする。この場合において、事業者の建設業の許可の有無、経営規模、従業員数等は審査しないものとする。

第4．登録できない者

前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業者は、登録することはできない。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ていない者
- (2) 河内長野市競争入札参加資格申請に基づく有資格者名簿に登録されている者
- (3) 希望業種を履行するために必要な資格・許可等を有しない者
- (4) 希望業種に関して2年以上の営業実績がない者
- (5) 市税を滞納している者

第5．登録の方法

- (1) 登録を希望する事業者は、河内長野市小規模修繕工事契約希望者登録申請書（様式第1号）により次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。
 - ア 法人事業者にあつては登記事項証明書（3箇月以内に発行されたもの。）
 - イ 個人事業者にあつては身分証明書（3箇月以内に発行されたもの。）
 - イ 市税の完納証明書
 - ウ 業務実績書

- エ 登録を希望する業種を履行するために必要な資格、免許等の写し
- (2) 登録の申請は、随時に受付するものとする。ただし、受付の開始時期その他必要な事項は市長が別に定める。

第6．登録の有効期間

登録の有効期間は、3年以内で市長が定める期間とする。ただし、登録の有効期間の途中で登録された者については、その残存期間とする。

第7．登録者の取扱い

市は、登録申請について簡易な審査を行い、河内長野市小規模修繕工事契約希望者登録名簿に登載し、庁内に公開するとともに、情報提供し、該当する契約に係る業者選定に際して積極的に見積り参加の機会を与えるよう努めるものとする。なお、選定においては、修繕内容、登録状況に応じて競争入札参加資格申請に基づく有資格者の選定を妨げるものではない。

第8．契約保証金

この制度による契約の締結に際しては、契約保証金の納付を免除する。

第9．登録の変更等の届出

登録名簿に登載された者は、次に掲げる事項のいずれかに該当したときは、書面により市長に変更等の届出をしなければならない。

- (1) 住所又は所在地及び電話番号等を変更したとき。
- (2) 氏名又は法人名称及び代表者を変更したとき。
- (3) 廃業等により営業ができないとき。
- (4) 登録を辞退したとき。

第10．登録の取消し

市長は、登録名簿に登載された者が、次の各号のいずれかに該当した場合は、登録を取り消すことができる。

- (1) 主たる事業所が市外に有することとなったとき。
- (2) 第4項各号のいずれかに該当したとき。
- (3) 第9項第3号又は第4号に該当したことを理由として登録者から届出があったとき。
- (4) 業務に関して不正又は不誠実な行為があったとき。

附 則

この要領は、平成17年10月19日から施行する。

附 則

この内規は、平成20年4月1日から施行し、平成20年度以降の登録受付から適用する。